

事業系一般廃棄物の減量等の
方策の在り方について

(答 申)

平成18年(2006年) 9 月

箕面市廃棄物減量等推進審議会

目 次

はじめに	1
. 事業系ごみ減量の必要性	2
1 . 事業者の処理責任	
2 . 責任・役割と協働	
事業者	
市	
市民	
. 現状と課題	4
1 . 事業系ごみの概要	
(1) 事業系ごみの定義	
(2) 事業系ごみ量の推移と内訳	
(3) 事業系ごみの処理フロー	
(4) 事業系ごみの処理手数料と処分手数料	
2 . 箕面市ごみ処理基本計画の進捗状況	
事業系ごみの自己処理の指導	
ごみ減量リサイクルモデル事業所の指定	
多量排出事業者への減量指導	
紙類ごみの減量化支援	
オフィス町内会制度（事業者集団回収）の推進	
ごみにならない商品開発の推進	
エコショップ制度の普及・拡大	

生ごみリサイクルの指導
植木ごみの資源化の研究
リサイクル施設設置指導
ごみ処理手数料の見直し
事業所ごみ減量・リサイクル推進のための条例等の改正

3．事業系ごみの課題

- (1) 減量施策の進捗状況
- (2) 適正負担
 - 処分手数料と処分経費の関係
 - 減免制度と社会情勢
- (3) 家庭ごみとの公平性
- (4) 事業者の関心の低さ

．事業系一般廃棄物の減量等の方策のありかた 11

1．事業系一般廃棄物の減量施策の在り方

- (1) 3 R の推進
- (2) 事業者の責任と市の責務
- (3) 事業者の理解を得る施策実施

2．ごみ減量の提案・アイデア

- (1) 事業者のごみ減量意識醸成に対する支援
 - オフィス町内会
 - 事業系厨芥類の堆肥化等
- (2) 減量手法に関する情報提供
 - 3 R ガイドラインの作成・配布
 - 市の資源化の取組事例を公表
- (3) 経済的なリサイクルシステムの確立

資源物ストックヤード

(4) 分別基準の設定と指導体制の整備

一般廃棄物と産業廃棄物の厳密な峻別

資源化のための分別基準

(5) 商品・包装提供者としての事業者の取り組み支援

優良事業者の P R

容器包装回収等の取り組みのバックアップ

(6) その他の減量・資源化方策

市民からのアイデア・意見募集

N P O 等の活動支援・協働

3 . 経済的手法の活用と適正負担

(1) 事業系指定ごみ袋制

(2) 処分手数料と減免制度

負担の適正化

他市との格差是正

はじめに

本審議会は平成5年(1993年)7月に設置され、同月「箕面市における今後の廃棄物行政のあり方について」の諮問に対し平成7年(1995年)7月に答申、平成7年(1995年)7月「箕面市における事業系廃棄物の減量等について」の諮問に対しては平成9年(1997年)3月に答申している。この両答申を受けて「箕面市ごみ処理基本計画」が平成10年(1998年)4月に策定されている。

また、平成12年(2000年)6月には「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)の対応について」の諮問を受け同年10月に答申、同年12月「箕面市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を改正し、翌年4月に施行された。

そして、平成13年(2001年)7月に諮問を受けた「ごみ減量資源化のための経済的手法導入のあり方」については、翌年8月に答申、これを受けて「箕面市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を全部改正し、平成15年(2003年)10月に「箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例」が施行された。これは「指定袋の無料配布制度の見直しとごみ処理の一部有料化」を中心とするもので、箕面市の家庭系ごみ処理の歴史における大きな転機となった。

今回は、「事業系一般廃棄物の減量等の方策の在り方」について、平成16年1月から審議を開始し、2年以上にわたり合計16回を超える精力的な審議を重ね、本年4月に意見具申を行い、このたび答申を行うに至った。

箕面市における事業系一般廃棄物の排出量は、後述のとおり増加の一途をたどっており、これを減量することは、箕面市のごみ減量施策にあっては喫緊の課題である。市は、このことの重大性を十分に認識し、課題解決に精力的に取り組まれない。

・事業系ごみ減量の必要性

１．事業者の処理責任

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第３条第１項で「事業者の責務」として、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定されている。

箕面市においても箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例（以下「市条例」という。）第６条第１項で「事業者の責務」として、「事業者は、その事業系廃棄物を単独に、又は他の事業者と共同して、自らの責任において適正に処理しなければならない」とされている。このように事業系一般廃棄物については、事業者による自己処理責任が原則である。

２．責任・役割と協働

事業者

国においては、循環型社会形成推進基本法のもとに近年次々と各種リサイクル関係法令が整備されてきている。たとえば、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）第４条第２項において、「事業者等の責務」として「事業者又は建設工事の発注者は、その事業に係る製品が長期間使用されることを促進するよう努めるとともに、その事業に係る製品が一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された後その全部若しくは一部を再生資源若しくは再生部品として利用することを促進し、又はその事業若しくはその建設工事に係る副産物の全部若しくは一部を再生資源として利用することを促進するよう努めなければならない」とされている。

市条例第５条第１項では、「事業者の責務」として「事業者は、廃棄物の発生

を抑制し、資源物の分別の徹底を図り、その事業系廃棄物の資源化を行うこと等により、事業系廃棄物の減量等に努めなければならない」と規定している。

市条例第10条、第11条では「事業者が行う減量」として、「事業者は、その事業を行うに際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発に努めなければならない」「事業者は、長期間使用可能な製品の開発、製品の修理体制の充実その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない」

「事業者は、その事業を行うに際して、原材料等の使用の合理化を行うとともに再生資源及び再生部品を利用するよう努めなければならない」「事業者は、製品の容器及び包装の過剰な使用の抑制等の合理化を図り、廃棄物の発生抑制に努めなければならない」「事業者は、その事業を行うに際して、再び使用することが可能な容器及び包装の普及に努め、その容器及び包装の回収策を講ずる等により、容器及び包装の資源化の促進を図らなければならない」「事業者は、市民が製品の購入に際して、当該製品について適正な容器及び包装を選択できるよう努めるとともに、市民が容器及び包装を不要とし、又はその返却をする場合には、その回収等に努めなければならない」と多くの規定がされている。

市

資源有効利用促進法第9条では「地方公共団体の責務」が「地方公共団体は、その区域の経済的社会的諸条件に応じて資源の有効な利用を促進するよう努めなければならない」と規定されている。

市条例第3条第3項では、「市の責務」として「市は、再生資源の集団回収その他廃棄物の減量等に係る市民及び事業者の自主的な活動の促進を図るよう努めなければならない」、また同条例第8条第2項で「市長が行う減量」として「市長は、廃棄物の減量等の推進に関し、市民及び事業者との協働により必要な施策の実施に努めなければならない」とされている。

市民

市条例第7条第2項では「市民の責務」として、「市民は、製品を選択するに際しては、当該製品の内容、容器及び包装を勘案し、廃棄物の減量等並びに生活環境の保全に配慮した製品の選択及び利用に努めなければならない」、また同条第4項で「市民は、廃棄物の減量等に関し、市長が実施する施策に自ら積極的に協力しなければならない」などとされている。

．現状と課題

1．事業系ごみの概要

（1）事業系ごみの定義

廃棄物処理法では産業廃棄物である廃プラスチックが事業系一般廃棄物として扱われているなど、事業系では産業廃棄物と一般廃棄物の区分が本市に限らず全国的にあいまいであるものの、市町村の管轄とされている一般廃棄物のうち、家庭系ごみを除いて、事業活動に伴って生じた廃棄物を「事業系ごみ」と呼んでいる。

箕面市では、事業系ごみはすべて、一般廃棄物収集運搬業者（以下「許可業者」という。）による収集・運搬か、または自己搬入されており、市は収集・運搬していない。許可業者のみとしているのは廃棄物処理法に基づくもので、許可業者以外に収集・運搬を委託すると違法となる。

(2) 事業系ごみ量の推移と内訳

箕面市における事業系ごみ量の推移と内訳は、資料 1 に示したとおりである。

箕面市のごみ量は、平成14年度まで、家庭・事業系ごみ全体として横ばいが続いていた。平成15年10月のごみ処理の一部有料制導入により家庭ごみは平成15年度より減少し、平成16年度には平成14年度比で約15%減ったが、その一方、事業系ごみは増え続け、特に事業者による自己搬入が増えている。

事業系ごみが増えた主な理由としては、まず、かやの中央の大規模ショッピングモールのオープンによるものが顕著で、その次に、家庭系ごみに混入していたものが、家庭系ごみの一部有料化により、本来の事業系として適切に排出されるようになったことが推測される。

ただし、事業所ごとのごみ量把握については課題がある。

許可業者が許可を更新する際に提出する資料に記載された収集事業所数と実態との間には違いが見られ、この資料から市内の全事業所について正確なデータは把握できない。また、チェーン店等では、箕面市外に立地する本社で許可業者と契約するケースがあるため、市内の事業所が自ら排出しているごみ量を把握していない場合がある。

これらの問題を考慮し、事業所ごとのごみ量の調べ方を検討する必要がある。

(3) 事業系ごみの処理フロー

箕面市の事業系ごみの処理フローは、資料 2 に示したとおりである。

(4) 事業系ごみの処理手数料と処分手数料

箕面市では、原則として事業系ごみの収集・運搬は行わないが、市条例第 19 条第 2 項において「特に必要と認めるときは」事業系一般廃棄物の処理をすることができると定め、その際の処理手数料を10kg100円と定めている。

また、環境クリーンセンターに搬入されたものの処分手数料を10kg40円と定めているため、事業系一般廃棄物の処分手数料（いわゆる焼却処分、中間処理及び最終処分地への搬送等に係る手数料）は10kg40円となる。

さらに、許可業者がクリーンセンターに搬入する場合には、この処分手数料の8割が減額されている。

他方、10kg100円の処理手数料から10kg40円の処分手数料を差し引くと、10kg60円が収集・運搬に係る手数料とみなされるが、廃棄物処理法第7条第12項の規定により、この条例上の手数料額が、許可業者が排出事業者から受け取る収集・運搬料金の上限とされている。

2．箕面市ごみ処理基本計画の進捗状況

箕面市では現在、平成10年度に策定された「箕面市ごみ処理基本計画」（以下「市基本計画」という。）により各種施策を進めている。そのうち「事業系ごみ減量・リサイクル」についての進捗状況を市にヒアリングしたところ、下記のとおりである。

事業系ごみの自己処理の指導

* 事業系ごみは自己処理が原則であることから、店舗付き住宅等における事業系ごみと家庭系ごみの適正排出について指導を行ってきた。

* 家庭系ごみの一部有料化導入後、一定の効果が現れている。

ごみ減量リサイクルモデル事業所の指定

* 生ごみ処理機による堆肥化の実践や資源物の自主回収など、ごみの発生・排出抑制やリサイクル活動を積極的に推進している市内の事業所はあるが、ごみ減量リサイクルモデル事業所に指定するには至っておらず、その取り組みを紹介するなど市民や事業者へのPRが不十分である。

多量排出事業者への減量指導

- * 大規模小売店舗立地法の対象事業所にごみ減量計画書の提出を義務づけ、廃棄物管理責任者の設置や具体的な減量化計画書等を提出させ排出抑制を指導してきたが、対象事業所を大規模小売店舗立地法対象に限定するのは問題があるなどの意見具申を受け、改善しつつある。
- * 開発協議時にはすべての事業所に対して指導を行ってきた。

紙類ごみの減量化支援

- * 船場地区の一部事業所ではダンボール等の資源化に独自で取り組んできた。
- * 船場地区以外の事業所における紙類ごみの減量化支援のために、紙類使用抑制の具体的方法や、リサイクルの方法について情報提供を検討中。

オフィス町内会制度（事業所集団回収）の推進

- * 古紙回収システムである「みのお・紙リサイクルネット（箕面市内公共施設の紙ごみリサイクル）」を作り上げた。
- * 上記システムを参考に、商店街や船場地区などの業務地区を対象に「オフィス町内会」の組織づくりを検討中。

ごみにならない商品開発の推進

- * 現行条例に「事業者の責務」として盛り込んだ。
- * 製造・販売事業者等に対し、不用となった際に分解可能な素材・製品の開発・製造や再生資源材料の優先的利用を行うよう、国・府を通じて働きかけてきた。

エコショップ制度の普及・拡大

- * 一部の量販店・小売店をエコショップとして登録し、簡易包装の推進、買い物袋持参奨励、エコマーク商品の販売、紙パック・トレイ等の拠点回収を奨励してきたが、全体的には少ない状況にある。

- * 商業振興策と連携し、エコショップ制度の充実を検討中。

生ごみリサイクルの指導

- * 有機廃棄物資源化推進事業（保育所・小学校の給食残渣と公園・街路樹の剪定枝による堆肥化の実証実験）を推進してきた。
- * 西小学校では生ごみ処理機を使用し、堆肥化を行ってきた。
- * 廃食用油の資源化については、市内43事業所と市立保育所7カ所で民間業者が回収し、バイオディーゼル燃料として再生し、市のごみ収集車5台に活用してきた。
- * 生ごみを排出する事業所に対し、生ごみ処理機等による堆肥化等の指導を行ってきたが、機器が高額なため普及は少ない。

植木ごみの資源化の研究

- * 公園の樹木や道路の街路樹の剪定枝等の堆肥化を行ってきた。
- * 大量に搬入される植木ごみ（落ち葉・剪定枝）について、堆肥化等の方策について調査・研究を行ってきた。

リサイクル施設設置指導

- * 水と緑の健康都市の開発に際しては、資源物のストックヤードなどの施設を設置するよう協議を行ってきたが、開発者の事業規模縮小などにより設置には至らなかった。

ごみ処理手数料の見直し

- * ごみ処理にかかる経費は年々増加しており、排出を抑制し再資源化を促進する方法として、現在、本審議会に事業系一般廃棄物の減量等の方策のあり方について諮問中。

事業所ごみ減量・リサイクル推進のための条例等の改正

* 現在、本審議会に事業系一般廃棄物の減量等の方策のあり方について諮問中。

3．事業系ごみの課題

(1) 減量施策の進捗状況

箕面市においては、家庭ごみは平成15年10月のごみ処理の一部有料制導入により平成16年度には対14年度比で15.1%、平成17年度には同じく15.5%と着実に減量効果が出ている一方で、事業系ごみは、平成16年度は対14年度比9.8%増、平成17年度は同じく10.9%増となっており、減量施策の進捗ははかばかしくなく、大きな減量効果の上がる施策に踏み出すことができていない。

前掲の市基本計画の進捗状況を見ると、公共施設から排出されるごみについての実験事業、一部事業所に対しての指導及びその他各施策について検討作業等が進められているものの、全事業所を対象とした施策の実施には至っていない。

事業系ごみが増加を続けている現状に鑑みると、試行・検討段階を抜け、全事業所を対象とした減量施策を実施に移すことが必要である。

(2) 適正負担

前掲の市基本計画の に挙げられているごみ処理手数料の見直しについては、主に次のふたつの観点から課題を整理する必要がある。

処分手数料と処分経費との関係

環境クリーンセンターでごみ処分に要する経費は、過去5年間(平成12～16年度)の平均で175.1円/10kgであるが、現在の事業系ごみの処分手数料は、排出事業者の自己搬入の場合で40円/10kgであり、処分経費に対する事業負担率は22.8%、許可業者が搬入する場合は減免制度の適用により8円/10kg、事業者負担

率は4.6%となっている。残りの部分が市の負担、すなわち税により負担されていることに鑑みると、事業者の自己処理責任が果たされているとは言い難い。

全国的な流れを見ても、減免制度の廃止及び処分経費の全額受益者負担化を行う傾向にあり、大阪市、京都市の廃棄物減量等推進審議会においても同様の答申が出されている。

また、近隣市との処分経費、処分手数料及び事業者負担率の比較は、資料3のとおりであるが、近隣市に比べて処分手数料が格段に低いことは、他市で排出されたごみが違法に持ち込まれる危険性を孕んでいることから、近隣市の手数料額とのバランスも考慮する必要がある。

減免制度と社会情勢

市町村における許可業者が搬入する事業系ごみの処分手数料減免制度は、清掃業務自体が不衛生で従事する者が少なかった時代に、市町村の一般廃棄物処理が滞りなく行われるよう零細な収集・運搬業者を保護育成するという目的から始まったと言われており、その歴史的経過を軽視することはできないが、全国的に減免制度廃止の動向があること、もともと減免制度のない市町村も数多くあること等に鑑みると、現在の社会情勢において未だ必要な制度であるのか、また、適正な範囲で実施されているのかについては、市にとって検証すべき重要な課題である。

また箕面市においては、許可業者に排出事業者から支払われる収集・運搬料金の法律上の上限が6円/kgであり、例えば大阪市などに比べると低額であることから、減免される金額がなければ許可業者の経営に打撃となることも懸念され、減免制度の見直しにあたっては、適正な収集・運搬料金についても検討課題となる。

(3) 家庭ごみとの公平性

箕面市の一般家庭では、ごみを分別し、指定袋に入れ、一定量を超えて排出す

る際には処理経費の４割程度の金額を処理手数料として負担している。一方事業者は、分別を義務づけられることもなく、自らが排出しやすい形状で排出し、自己搬入の場合にあっては処分経費の22.8%、許可業者が搬入する場合にあっては4.6%を負担するのみである。

この負担の不均衡は、一般家庭に根付き始めたごみ減量・資源化の意識に水を差し、かつ店舗付き住宅など、家庭・事業所のごみの区別が外見上つきにくい場合には、家庭ごみが事業系ごみに混入するケースを生む危険性が高いため、両者の公平感の確保は、大きな課題である。

（４）事業者の関心の低さ

現在の箕面市の事業者は、ごみは許可業者に任せておけば良いという程度の認識でいる場合が多いように思われる。分別の義務もなく、形状の制限もなく、市が指導に入るといえば開発協議のとき程度という現行制度では、そうなるのも自然の流れとも言える。

ごみの減量には、行政施策による誘導もさることながら、ごみ排出者自体の意識がもっとも重要である。市は、ここを大きな課題と捉え、排出事業者にごみに対する問題意識を持ってもらい、減量への関心をはぐくむ必要がある。

．事業系一般廃棄物の減量等の方策の在り方

１．事業系一般廃棄物の減量施策の在り方

（１）３Ｒの推進

循環型社会形成推進基本法及び資源有効利用促進法などで、「３Ｒ」（発生

抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle）の推進が明記され、この言葉は、現代の大量生産・大量消費・大量廃棄による使い捨て型経済社会において、人々の足を止め、これからの社会の在り方に目を向けさせ、限りある資源の有効利用と自然環境の保全へと舵を切り循環型社会を目指すためのキーワードとなっている。

本審議会においてはこの３Rの重要性を深く認識し、特に今回の諮問事項の主演である事業者にとっては「発生抑制（Reduce）」に負う責任が非常に重いと考えているが、市という地域的に限定された枠組みの中での発生抑制（Reduce）の取り組みに期待できる効果は限定的であるため、今回は、この条件下でもっとも効果が期待される「リサイクル」に特に重点を置いて答申を行うこととしたものである。

（２）事業者の責任と市の責務

事業者には、自らの事業活動によって生じた廃棄物を自らの責任で処理することが義務づけられている。ところが実態は、処分経費の大部分を税負担に依存し、かつ排出に関しても許可業者任せにしているため関心が低いのが現状である。

同じ廃物という観点から下水道処理と比較すると、下水道では、処理場で処理できない油分等の物質は排出前に除去する責任が事業者に課せられ、そのために必要な設備を設置することが義務づけられており、また、使用料についても100%が受益者負担となっているなど、事業者の自己処理責任の原則が最大限に活かされた制度となっている。箕面市においては下水道事業は公営企業であり、また法体系も異なることから単純な比較はできないが、一つのモデルとして廃棄物行政も見習うべき部分がある。

昨今は企業の社会的責任がクローズアップされ、法令遵守と環境への貢献がその象徴的なものとして挙げられているが、事業者は、法令等で規定された自己処理責任を果たすとともに、廃棄物処理法第３条３項の規定にあるように

「廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し国及び地方公共団体の施策に協力し」、かつ社会的責任を負う立場として、自ら進んでごみの減量に取り組むべきであり、このことこそが時代の要請である。

市は、事業者がそれらの責任を全うできるよう施策を構築する責務があり、ごみ減量施策の実施とともに、ごみ処理経費の負担についても適正であるように努めなければならない。

(3) 事業者の理解を得る施策実施

たとえ理論上は良い施策であっても、性急に実施して対象となる事業者に無用の混乱を招いたのでは、十分な効果が得られないことは言うまでもない。前述のとおり、事業者には事業者としての責任があり、市にはその責任を遂行させるべく施策を行う責務があるが、その施策を有効かつ効率的に進めるためには、市が事業者への説明責任をどう果たすかが重要なカギとなる。

そのため、本答申の内容を施策として実施するにあたっては、事前に事業者を対象とする説明会や意見交換会などを開催し、制度について十分な周知を行うとともに理解を得、事業者のごみ排出実態を把握しながら段階的に実施するなどの方策をとることが必要である。

また、事業者の納得感を醸成しながら計画的に施策を実施するため、市は、毎年度実施計画を策定し、その計画について十分な周知を行い、事業を進めるべきであり、その実施計画については、進捗状況とともに当審議会に逐次報告を行い、当審議会での精査を受け、その意見を十分に考慮すべきである。

2 . ごみ減量の提案・アイデア

(1) 事業者のごみ減量意識醸成に対する支援

事業系ごみを減量するためにたとえどのような施策に打って出ても、ごみ排

出の当事者である事業者の意識が低いままでは、根本的な課題解決にはならない。事業者が自らのごみ減量意識を高めていけるシステムが必要であり、まずはそれを構築することが必要である。

現在の事業者の状況では、市がなんの手だても施さなければ自主的にそのようなシステムづくりがなされるとは考えにくい。そのため、特に初期段階においては、事業者を中心に専門家と市民と行政を含めた研究会の設置や、事業者と消費者の話し合いの場づくりなど、行政が「場の提供」を行うことが必要である。この「場」を通してごみ減量の知識と意識をはぐくむことにより、次のステップに移行することが可能となる。

また、複数の事業所が共同で取り組むことができる資源化方策を事業者自身のリーダーシップで構築することで、高い意識を持った事業所共同体が自主的に参加できる事業系資源循環システムを整えることができると考えられる。市は、そのためのきっかけづくりにも尽力するべきである。

複数の事業所が共同で行う資源循環システムとしては、次の2点が特に効果的である。

オフィス町内会

前掲の市基本計画 に挙げられているオフィス町内会制度は、資源化可能物のリサイクルルートを確立する際にネックとなる回収経費の合理化に資するシステムとして、非常に有力である。

環境クリーンセンターの焼却ごみに占める紙類の割合は、過去5年間（平成12～16年度）の平均で45.8%であるが、このうち家庭ごみだけを見ると32.3%であり、事業所から排出される紙類が多く焼却されていることが推測されることから、これらを資源化ルートに回すことは、ごみ減量に大きな効果をもたらす。

また古紙市場は、他の資源ごみに比べて比較的安定的に推移しており、古紙回収事業者の採算性が確保されやすいという点からも安定してリサイクルが図られることが予想され、オフィス町内会による古紙回収は、実現可能性

及びごみ減量効果ともに高いと考えられる。

事業系厨芥類のたい肥化等

産業廃棄物を厳密に排除すると、市で処理する事業系ごみに占める厨芥類の割合は非常に高いと考えられる。これら厨芥類をできる限り多く資源化できれば、高い減量効果が期待できる。

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律によって、食品関連事業者は食品廃棄物を食品循環資源として再生利用を促進することとなり、食品の製造過程において多量に排出される厨芥類については事業者自身によるリサイクルが責務とされた。しかし、中小規模製造業者または流通ルートで発生する厨芥類には規制が及んでおらず、これらを処理する市町村レベルでの対応が必要である。また、現在「魚腸骨」と呼ばれる魚アラ等の一部厨芥類については、大阪府が中心となって府下各市の支援のもと飼料として再生されているが、全事業者がそのシステムに参加するには至っていない。

厨芥類のリサイクルについても古紙と同様、一事業所単独では回収の採算性確保が難しいため、複数の事業所が共同して行うことが望ましい事業である。

(2) 減量手法に関する情報提供

ごみの減量と資源化を進めるためには、ごみを排出する事業者が資源化に対して漠然と持っている煩雑さやコスト面での不安感、負担感を軽減し、心理的バリアを取り除く必要がある。そのため、事業者がごみを排出する際の手間をできるだけ省き、かつ排出する者の心理的負担感を軽減するため、減量手法について徹底した情報提供が不可欠である。

その手法としては、次の2点が効果的である。

3 R ガイドラインの作成・配布

これまでごみに対して関心を抱く機会のなかった事業者にとっては、一口に「リサイクル」と言われても、何をどのようにしたらよいのかわからない、わからないからできない、またはどのようにしたらよいかわからない調査から始めなくてはならないという場合が多くあると予想される。

資源ごみのリサイクルは、排出されるごみの種類によって概ねそのリサイクル形態が共通しており、分別・排出方法、回収の依頼先等についてもいくつかの選択肢を示すことができるものである。

市は、これらの具体的手法を記し、かつ目指すべき姿として発生抑制（Reduce）・再使用（Reuse）についての情報も掲載した3 R ガイドラインを作成・配布し、どのようにしてごみの発生抑制を行い、再利用に供し、それらの努力を以てしてもなお排出されるごみについては、どんな種類のごみをどのように排出し、それらがどのように資源化されるかを丁寧に解説することが必要である。

市の資源化の取組事例を公表

現在箕面市役所では、市内最大規模の一事業所として、庁内で排出されるごみの資源化に率先して取り組んでいる。

前述のとおり資源ごみのリサイクル形態はごみの種類によって共通であることから、この行政の取組を整理し、従業員の意識改革から分別・排出方法、回収ルート、資源化の成果まで、ひとつのシステムとして手法を公表することにより、事業者がそれをモデルとして資源化にとりかかるきっかけとすることができると考えられる。

（3）経済的なリサイクルシステムの確立

事業者は、利益を上げるために事業を営んでいるのであり、大きな経済的負担を伴うごみ減量施策では、事業者が自発的にごみ減量に取り組む姿勢をはぐ

くむことは難しい。事業系ごみの資源化を推進するためには、経済性を十分配慮することが大切である。

それには、ごみとして排出するよりも資源物として処理するほうが経済的であると実感してもらうべきであり、そのために以下のような施策を検討することが必要である。

資源物ストックヤード

事業者にとって、ごみを焼却物としてではなく資源物として排出するほうがより経済的であるためには、リサイクルルートが効率的・経済的に運営される必要がある。その実現手段の一つとして、例えば収集・運搬に係る経費を合理化するため、市内にストックヤードを整備することが有効であると考えられる。

資源物は、市内で回収した後、引受業者への運搬を行うが、少量では運搬効率が悪く、その経費が排出事業者の負担に跳ね返らざるを得ない。一定量をストックできる場所が市内にあれば、その運搬経費を削減でき、排出事業者の負担が少ない。または資源物の売却益で集収・運搬に係る経費を賄うことができれば排出事業者の負担なく資源物をリサイクルルートに乗せることができるのである。

行政と民間が役割分担し、協働による効率的かつ永続的なシステムの確立が是非必要である。

(4) 分別基準の設定と指導体制の整備

現在の箕面市の事業系ごみは、家庭系ごみと異なり条例等に明確な分別基準が規定されておらず、分別については事業者の自主努力に任されているのが現状である。さらに、一般廃棄物に産業廃棄物が混入しているケースも見受けられる。

燃やすごみを減量して資源化を進め、ごみの適正処理を図るためには、事業

系一般廃棄物にも市として分別基準を設け、一般廃棄物と産業廃棄物の区別とともに事業者によく周知し、かつその監視・指導体制を整備することが重要である。

一般廃棄物と産業廃棄物の厳密な峻別

廃棄物処理法第11条第2項において、市町村は、「一般廃棄物とあわせて処理することが出来る産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業廃棄物の処理をその事務として行うことができる」とされているが、これは産業廃棄物の処理を恒常的に市町村に行わしめる趣旨ではなく、一般廃棄物と分かちがたい場合においてあくまでも産業廃棄物の処理を市町村に禁じるものではないとの趣旨に解するべきであり、同条第1項に規定される事業者の産業廃棄物の自己処理義務を免れるものではない。

現在の箕面市でも、事業系ごみのうち一部は産業廃棄物が混入していると見られ、確かに、環境クリーンセンターに搬入される時点においてすでに渾然一体となった両者を峻別し受入を拒否することは困難であるため、市が「あわせ産廃」とみなして処理していることはやむを得ないが、この混入が市の事業系ごみ量を不当に引き上げていることも十分に考えられることから、事業系ごみの減量という観点からも、この部分の適正化を検討する必要がある。

産業廃棄物は本来、事業者の排出時点から事業者の責任において厳密に峻別されるべきである。産業廃棄物の一般廃棄物への混入は、特に中小規模事業所においては事業者の知識・認識不足によって発生しているケースも多いと考えられるため、市は、情報提供と丁寧な指導・助言を行う必要がある。

資源化のための分別基準

焼却ごみと資源ごみの分別については、事業者の自主努力のみに頼ることなく、条例等で分別基準を設け、それを遵守させることが必要である。

ただし、実際に分別されているかどうかのチェックを許可業者に任せるだけでは不十分である。許可業者は、排出事業者との委託契約によりごみの収

集・運搬を行う立場であり、分別基準が守られていないからといって強く指導できる権限を有してはいない。

産業廃棄物の峻別と分別基準の遵守を徹底するためには、市が行政権限として監視・指導体制を整備することが重要である。これは監視・指導という権力的な側面だけでなく、排出現場に近いところで行政と排出事業者の対話の機会が生まれるため、事業者はわからないことを気軽に尋ね、行政が排出実態を見ながら相談に乗るといった相談体制を作ることが出来るというメリットがある。

また、これらの制度の実効性を確保するためには、行政が強力な指導権限を留保する必要がある。条例等に規定された分別基準を遵守しない事業者については事業所名の公表など社会的制裁を含めた厳しい姿勢で臨むことを条例に明記することは、信賞必罰の原則から是非必要である。

（５）商品・包装提供者としての事業者の取り組み支援

事業者には、事業系ごみの排出者としてだけでなく、消費者に商品及び包装を提供する者として循環型社会の形成に寄与する社会的責任も有している。現在、資源ごみの自主回収やリサイクル商品の販売など事業者による取り組みが進められているが、行政としてこれらを支援する仕組みづくりが必要である。

現在もエコショップ制度などがあるが、前掲の市基本計画進捗状況にもあるとおり、有効に活用されているとは言い難いのが現状である。

事業者の自主的な取り組みを推進するには、直接的な金銭的見返りを用意するのではなく、事業者が行う消費者へのイメージアップ戦略に資する制度を検討することも必要である。

優良事業者のＰＲ

現在、民間広告媒体などを見ると、企業が商品の宣伝のみならず「環境に

やさしい」事業を行っていることをアピールするイメージ広告が多く掲載されている。I S O 14001取得などにより環境への配慮を積極的に行っていることを消費者にアピールすることで、企業イメージの向上に役立てているのである。

このような事業者の動向をうまく捉え、資源化推進に積極的な事業者を市のホームページなどでPRしたり表彰したりすることにより、資源化に取り組むよう誘導することは、有効な手段であると考えられる。

行政が特定の事業所名をホームページに掲載することについては課題があると認識しているが、例えばエコショップ制度に箕面市独自の高い基準を設け、それをクリアした事業者には社会的名誉が与えられ、消費者に対するイメージアップになり、ひいては環境問題に関心の強い消費者の購買行動を誘導できるという経済効果も期待できるものである。

また、エコショップ制度のみでなく、優良事業所の表彰制度や、事業所の努力宣言を公表するなどの方策でも同様の効果が得られるであろう。

容器包装回収等の取り組みのバックアップ

消費者に近い事業所では、商品の容器包装回収に努めているところも多い。現在箕面市においても、市内事業所にペットボトルの回収拠点となるよう依頼しているし、そのほかに食品トレイや牛乳パックなどを自主回収している事業所もある。また、消費者にレジ袋削減を動機付けるため、買い物袋を持参した客にポイントを付与するなどの活動も行われている。

特に、ペットボトルの拠点回収制度は多くの自治体で実施されているが、市内事業所が回収拠点となり、市との協力体制を構築しているところはあまり見られない。ひとえに箕面市の事業者の努力によるものである。

これらの事業者の努力は、家庭ごみの排出抑制・資源化に大きく貢献しており、市としては、これらの活動をバックアップする姿勢をもつことが必要である。直接的には、市が依頼しているペットボトルの回収拠点に関して、回収頻度を増やすなど、保管等に必要な労力を極力軽減したり、公表などに

よる名誉をあたえたりするなどの方策が考えられるであろうし、間接的には、再生商品が売れるよう消費者教育に努めるなどの地道な努力により、“環境にやさしい”事業者が消費者に支持されるよう消費者意識の醸成に努めることなどが考えられる。

なお、ここでは事業者が消費者に向けて行っているリサイクル活動について触れたが、事業者は発生抑制（Reduce）・再使用（Reuse）分野においてさらに大きく消費者の３Rの取り組みに貢献することができることも忘れてはならない。

（６）その他の減量・資源化方策

このほか、事業系ごみの減量・資源化方策に関するアイデアとして審議された事項を以下に挙げる。

市民からのアイデア・意見募集

事業系ごみの減量・資源化に対するアイデアや意見を事業者だけでなく一般市民にも門戸を広げ、市のホームページやもみじだより等にも掲載して募集することは、市民全体にごみ問題に広く関心を抱いてもらい、ひいては自らのごみ排出の現状を振り返ってもらうためにも有効な手段である。

NPO等の活動支援・協働

先進的な資源化の取り組みは、行政だけでなくNPO等の草の根活動で展開されていることも多く、これらの活動を行政が支援することで、市民と事業者による資源化システムが協働で構築されることは、理想的な姿である。

また、事業所のごみ排出に関する相談体制は、行政だけでは人的資源の限りがあるが、行政がNPO等と手を取り合い、一部を委託するなどの手法を

用いることで、情報を共有し、事業所の取り組みを細やかにチェックすることが可能になると考えられる。

また、市ごみ処理基本計画にも位置づけられている廃棄物処理法第5条の8に基づく廃棄物減量等推進員や、本年6月15日に公布された容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律で新設された「容器包装廃棄物排出抑制推進員」など、廃棄物の適正な処理や容器包装廃棄物の排出抑制活動の推進に熱意と識見を有する市民との協働は、事業系ごみの3R推進においても有効な方策である。

3．経済的手法の活用と適正負担

(1) 事業系指定ごみ袋制

箕面市で平成15年に導入した家庭ごみの一部有料制によるごみ減量・資源化効果に見るとおり、ごみ減量方策としての経済的手法の導入は大変有効な手段である。箕面市は、経済的手法のひとつとして指定袋制を選択しているが、この指定袋制は、すでに複数の自治体で事業系ごみにも導入され、減量効果を上げているところである。

特に広島市、東広島市等においては、処分手数料を指定袋代に上乗せする方式を採用しており、箕面市が家庭ごみに採用している指定袋制に似ていることから、当審議会においても資料3のとおり事例を調査し、数度にわたって審議を行った結果、事業系指定ごみ袋制が大きなごみ減量効果を期待できるものと考えに至った。

事業系指定ごみ袋制は、特に次の2点において優れた制度であると言えることができる。

■ ごみ袋制導入の長所

排出量に応じた経費負担

指定袋による排出は、排出者がごみ袋を購入することによって市に直接処分手数料を支払うことから、排出量に応じて処分経費を負担していることを目に見える形で認識でき、利益追求を行う事業者に対して、直接的に排出抑制の動機を与えることができる。また、このことにより事業者の資源化への自主的な取り組みを強力に後押しすることが期待できる。

また、市は許可業者を経由せず排出者から直接に処分手数料を徴収することで、処分経費の適正化に取り組みやすい状況となるメリットもある。

家庭ごみとの公平性

事業系ごみにも指定袋制を導入することは、一部有料制のもとで減量・資源化に努力している一般市民家庭との公平化を図り、市民の減量意識の低下を防ぐ観点から、市全体としてのごみ減量に資すると考えられる。

また、両者の公平感の確保により、家庭ごみの事業系への流入も阻止でき、より適正なごみ処理が行われると考えられる。

反面、導入にあたっては、次のような課題もある。

■ ごみ袋制導入の課題

特殊形状のごみへの対応

事業系ごみの場合は、業種により発生するごみの種類が様々であり、概ね同じようなものが排出される家庭ごみとの違いに留意する必要がある。事業系では、指定袋に入れられない形状のごみが発生したり、指定袋に入れる作業が商業活動に支障を来したりするなど事業所特有の問題が発生するケースが想定されるため、その対応に万全を期すことが必要である。

排出事業所のニーズに応じたサイズや素材の指定袋を用意するなど周到な準備を行うほか、市が事業所のごみ排出実態を把握し、具体的かつ個別の問

題を解決できるようにするため、試行期間を設けることがよいと考えられる。この試行方法、試行時期については前述の実施計画に記載し、試行実施後は検証結果等について当審議会に報告を行い、当審議会での精査を受け、その意見を十分に考慮するべきである。

事業者のリサイクルの支援

市は、事業者に経済的・物理的負担を課すだけではなく、前述したように、具体的な方策などを提示してリサイクルの努力を支援することも重要である。特にリサイクルルートの確立は、指定袋制の導入に先行して行うことが求められる。

袋に入れられていないごみの混入チェック

指定袋制を導入すると、指定袋に入っているごみについては環境クリーンセンターへの搬入時に処分手数料を徴収することはなくなる。このとき、排出された形状のまま搬入されればよいが、圧縮・減容等が行われた場合は、本当に指定袋に入れられて排出されたかどうかをチェックすることが困難になる。

クリーンセンターでのピットの監視強化などに加え、圧縮・減容されても痕跡の残る色の袋を使用するなど、チェックをしやすくする工夫も必要であろう。また、分別基準のチェックと同様、指導権限のない許可業者に一任するのではなく、市がNPOや市民とも連携し、積極的に排出現場に出向いて監視及び指導・助言を行うことも必要である。

(2) 処分手数料と減免制度

事業系ごみの課題の項で述べたとおり、箕面市の現在の一般廃棄物処分手数料額及び減免制度は、事業者の自己処理責任、近隣市との格差などの観点から大きな問題を内包している。

この問題解決にあたっては、市は、次の観点から取り組むべきである。

負担の適正化

事業系ごみの処理は、事業者が自ら行うことが原則である。この原則に立ち返り、次の観点から何が適正なのかを考えなくてはならない。自己処理責任とは、自ら処理することのみでなく、処理に係る経費を自ら負担することでも果たすことができるのである。

特に箕面市においては、減免制度とも相まって実質市が受け取る処分手数料額が非常に低額であり、事業者の自己処理責任にも拘わらず、処分経費の大部分を税負担に依っていることは大きな問題である。このため、受益者負担と税負担の割合の適正化が是非とも必要である。

また、適正な処分経費を排出者が負担することにより、ごみ減量に対する動機付けの効果も大きいと予想される。

他市との格差是正

行政の行う何もかもが近隣市と横並びである必要はないが、そうすることに合理性がある場合は、必要に応じてそうせざるを得ないこともあろう。

ごみの処分手数料は、近隣市に比してあまりに低額すぎると、他市で排出されたごみが不当に流入する危険性が十分に考えられ、この危険性を排除するためには、近隣市との格差を是正することに合理性があると言える。

もちろん市は、このような不当なごみの搬入を監視することが責務であるが、近隣市の動向を把握し、少なくとも不当なごみの搬入を誘発しない手数料額を定める必要がある。

減免制度については、過去の経過を踏まえつつも、現在の社会情勢全般から判断すべきである。

もちろん、市の廃棄物行政において、特に事業系ごみの適正処理に関して許可業者の果たす役割は大きく、減免制度は、これらの業者を育成してきた制度

ではあるが、反面、その副次的効果として、排出事業者に破格の低額でのごみ処理を可能にし、現在のごみに関心の低い土壌を作ってしまったとも言える。

箕面市の減免制度が誰の利益になっているかは議論の分かれるところであるが、減免された処分手数料はその全額が税で賄われているのであるから、この制度の当初の目的が達成されたと見るのか、達成された上で継続しているのであれば現在この制度はどのような目的で行われているのか、市は、行政を司る者として、納税者の理解を得られるだけの合理性を確保する必要がある。

ただし、この減免制度を見直すことにより、万一許可業者の経営状態に深刻な打撃を与えるようなことがあれば、市の責務である一般廃棄物の適正な処理が滞る危険性もあり、許可業者の採算性をも勘案しつつごみの適正処理に支障が生じないように配慮する必要がある。

廃棄物処理法上は、市条例で定めた処理手数料のうち処分手数料を除いた額が許可業者の受け取る収集・運搬料金の上限になることから、市は、現在許可業者が排出事業者から受け取っている収集・運搬料金の実態を調査し、処分手数料と併せて処理手数料の適正化にも努めるべきである。

なお、処分経費の全額を事業者が負担すべきなのか、それともその何割かに設定すべきなのか、また収集・運搬料金の法律上の上限となる処理料金の条例による規定を撤廃して許可業者と事業者の契約の自由度を高めるべきか、それとも一定の基準を設けておくべきなのかについて、本審議会において活発な議論がなされたが、結論に達することはできなかった。市は、箕面市内の事業者が現在、実際に許可業者に支払っているごみ処理料金について実態調査を行い、その調査結果も考慮しながら適正な手数料額を設定するべきである。

これら見直しの実施時期については、事業者及び許可業者の負担増加の程度にもよるが、処分経費の全額を処分手数料としたり、減免制度を全廃したりするなど相当程度高い負担となる場合には、概ね10年程度を目安に段階的に施行し、当面それほど高い負担としない場合にあっては早期に実現されることを強く要望する。

おわりに

箕面市の廃棄物行政において、事業系ごみの減量・資源化の推進は、非常に大きな課題となっている。家庭ごみが一部有料化施策の成功によって大きな減量効果を得ている現状にあってはなおさらである。

市は、事業者の自己処理責任の原則を再認識し、それを全うさせるべき立場にあることを強く自覚するとともに、事業者の責任は、事業者が自らの立場と行政の施策の意義を理解し、自主性を伴って遂行されるべきであることを肝に銘じ、単に表面的な説明責任を果たすのみならず、事業者のごみ減量意識の醸成を大きな目的とした丁寧な説明と、双方向の意思疎通を行っていただきたい。

特に負担の適正化、指定袋制導入等、施策の実施にあたっては、市は、当事者の理解と納得を得ながら段階的に進めるよう最大限努力し、実施計画の策定により、計画的な実施を行うよう要望する。またこのとき、説明会実施やパンフレット等による周知と併せて、実施にあたって発生する各種クレームへの対処についても理解を深める好機と捉えることを提案する。クレーム処理は、単なる苦情処理ではなく、それまでごみ問題に関心もなく、説明会などにも参加しなかった事業者が行政に直接接する機会であり、ここで丁寧に対応することが、事業者の理解を深めることにつながるのである。是非、電話や窓口で応対する職員が適切なスキルを習得し、この好機を逃さず活用することを期待する。

平成14年8月に当審議会が答申した「ごみ減量資源化のための経済的手法導入のあり方について」のおわりに、「新制度の導入に当たっては近隣関係、地域コミュニティに依存する部分が大い」と述べたが、事業系ごみの減量・資源化施策においても、事業所共同体の存在感が大きく浮かび上がってくる。スケールメリットを出すことによりリサイクルに係る経費を合理化することは、採算性を重視する事業系ならではの効果をもたらすであろうし、複数の事業所が共同で取り組むことで、優れたリーダーの輩出や、消極的な事業所を巻き込んでボトムアップを図るなど、単独ではなし得ない効果が期待できる。

最後に、市がこのような事業所コミュニティの育成に力を傾注し、行政施策に

よる誘導と事業者の自主的減量活動が相乗効果をもたらすことで、市場原理に根ざした永続的な資源循環システムが形成されることを期待するものである。

資料一覧

資料 1 箕面市における事業系ごみ量の推移と内訳

資料 2 箕面市における事業系ごみの処理フロー

資料 3 近隣市との手数料等の比較

資料 4 事業系指定袋制 先進都市事例調査

資料 5 諮問書

資料 6 審議経過

資料 7 意見具申

資料 8 委員名簿

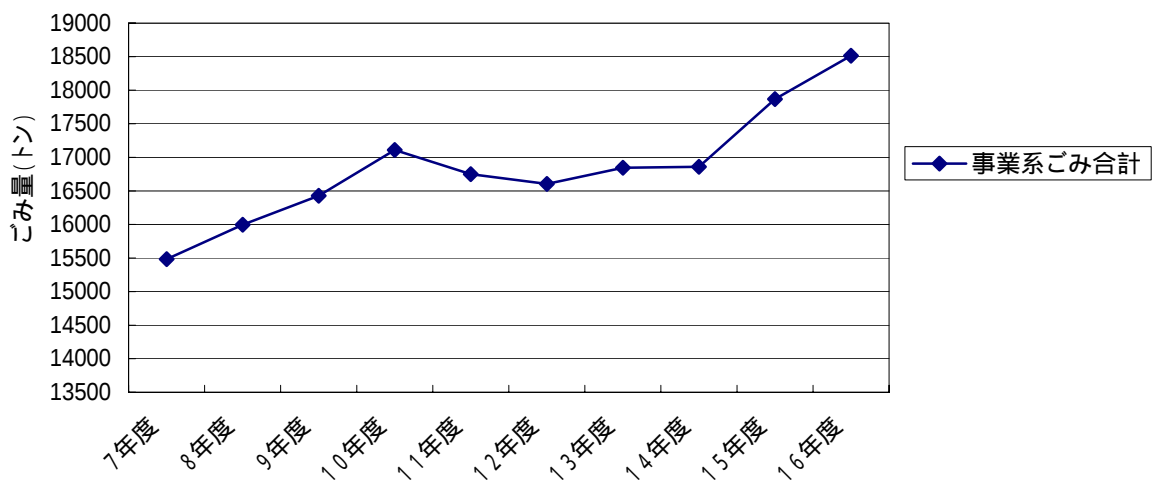
資料 9 関連法令一覧

箕面市における事業系ごみ量の推移と内訳

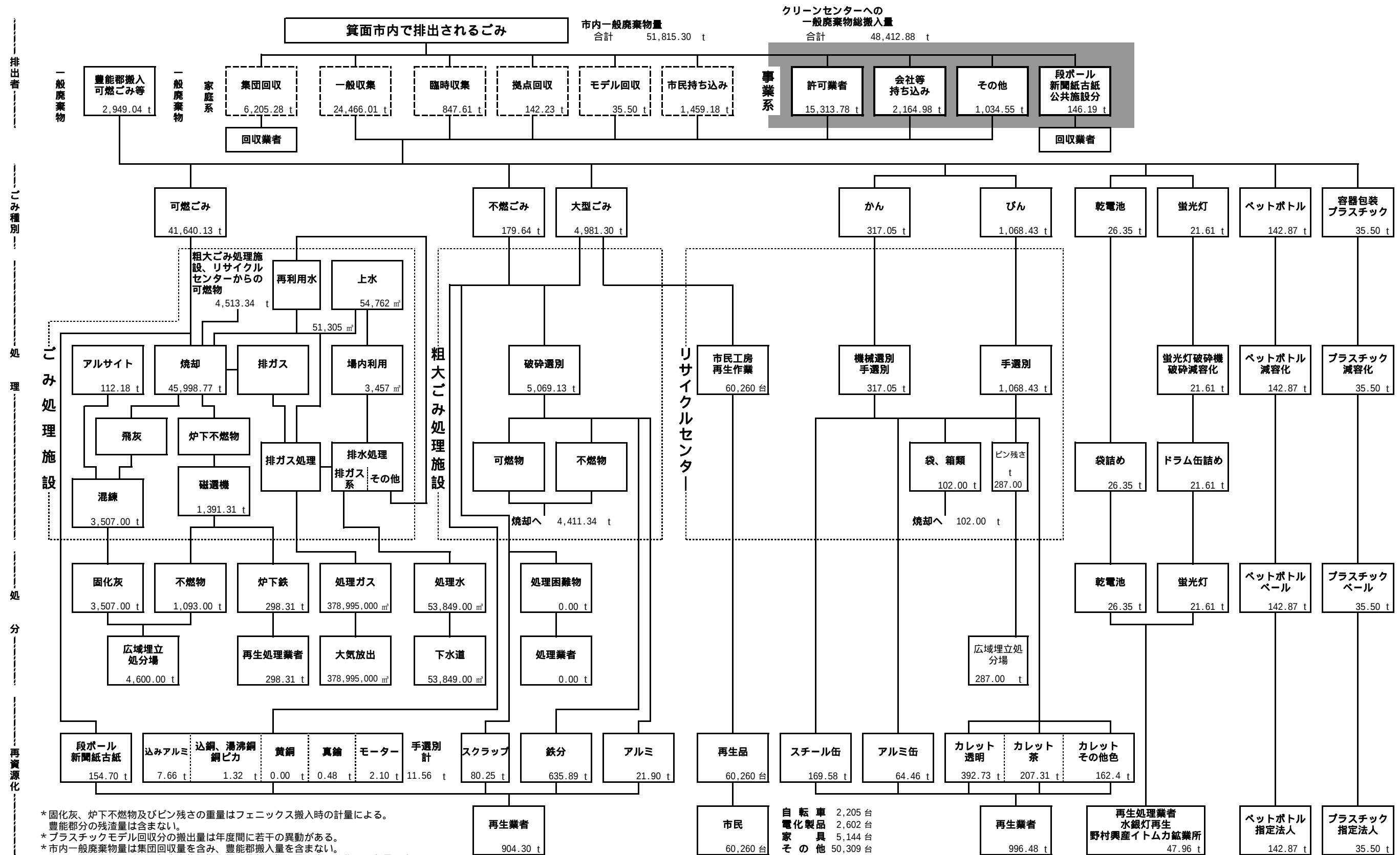
(単位:トン)

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度
事業系ごみ合計	15,484.33	15,995.86	16,427.82	17,108.64	16,748.95
燃えるごみ	14,621.15	15,071.17	15,485.42	15,801.29	15,412.15
大型ごみ	701.98	820.85	841.15	1,200.73	1,224.48
燃えないごみ					
かん	94.89	70.87	64.35	80.99	91.59
びん	66.28	32.97	36.65	25.58	20.66
乾電池	0.03	0.00	0.00	0.00	0.00
蛍光灯	0.00	0.00	0.05	0.00	0.00
ペットボトル			0.20	0.05	0.07

	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
事業系ごみ合計	16,605.02	16,844.29	16,859.13	17,868.42	18,513.31
燃えるごみ	15,156.35	14,797.05	14,828.94	15,701.09	16,303.02
大型ごみ	1,364.89	1,927.94	1,917.38	2,044.28	2,071.70
燃えないごみ				3.32	4.54
かん	58.98	69.90	64.86	62.10	46.65
びん	23.36	45.77	46.92	57.35	87.11
乾電池	0.00	0.48	0.00	0.02	0.00
蛍光灯	0.75	2.74	0.27	0.00	0.00
ペットボトル	0.69	0.41	0.76	0.26	0.29



箕面市における事業系ごみの処理フロー



- * 固化灰、炉下不燃物及びビン残さの重量はフェニックス搬入時の計量による。
豊能部分の残渣量は含まない。
- * プラスチックモデル回収分の搬出量は年度間に若干の異動がある。
- * 市内一般廃棄物量は集団回収物を含み、豊能郡搬入量を含まない。
- * クリーンセンターへの一般廃棄物総搬入量は豊能郡搬入量を含み、集団回収量を含まない。
- * 各数値は、平成16年度実績である。

北摂7市、大阪市及び京都市の処分経費、手数料及び減免の状況

(調査方法) 各市からの聞き取りによる

市名	処分経費(1) (円 / 10kg)	処分手数料			減免制度					
		手数料額(2) (円 / 10kg)	徴収率 (3)	改訂時期	有無	減免率	減免額 (円 / 10kg)	実質手数料額 (円 / 10kg)	実質徴収率 (3)	備考
箕面市	159	40	25.2%	H8.10月	あり	80.0%	32	8	5.0%	見直しを検討中
池田市	187	40	21.4%	H9.10月	なし	-	0	40	21.4%	許可制度導入時から減免制度なし
吹田市	142	45	31.7%	S59.4月	なし	-	0	45	31.7%	許可制度導入時から減免制度なし
豊中市	110	60	54.5%	H12.4月	あり	33.3%	20	40	36.4%	H16.10月減免率を50%から引き下げ
摂津市	194	60	30.9%	H14.7月	なし	-	0	60	30.9%	許可制度導入時から減免制度なし
茨木市	130	60	46.2%	S59.4月	あり	48.0%	29	31	24.0%	見直しを検討中
高槻市	130	80	61.5%	H6.4月	あり	50.0%	40	40	30.8%	課題であると認識しており、廃止の方向
大阪市	127	58	45.7%	H15.4月	あり	30.0%	17	41	32.0%	14年度に50%から引き下げ 廃止に向け見直し検討中
京都市	100	50	50.0%	H18.4月 (4)	なし	-	0	50	50.0%	減免制度は廃止した

- 1 処分経費は平成15年度のもので、算定は各市独自の基準による
- 2 処分手数料額は平成18年5月現在のもので、10kg単位に統一して換算している
- 3 徴収率及び実質徴収率は、処分経費の何パーセントを手数料としているかを表したもの
(徴収率 = 手数料額 ÷ 処分経費) (実質徴収率 = 実質手数料額 ÷ 処分経費)
- 4 京都市の処分手数料は2年の経過措置で、その後平成26年度までに100円 / 10kgとする

(参考) 箕面市環境クリーンセンター処分経費の推移

	H12年度	H13年度	H14年度	H15年度	H16年度
処分経費(円 / 10kg)	187.1	178.1	171.8	159.1	179.4

事業系指定ごみ袋制 先進都市事例調査

1 . 電話調査

平成 18 年 5 月に以下のとおり先進都市 4 市に対し、電話調査を行った。

(1) 調査対象都市

広島市 / 東広島市 / 新潟県新潟市(新津地区) / 福岡県宗像市

なお広島市については別途文書による追加調査を行った。

(2) 調査項目

- 1 . 導入時期
- 2 . 指定袋の種別
- 3 . 指定ごみ袋に入らないごみの処理
- 4 . 指定ごみ袋制による減量効果
- 5 . 導入時の許可業者との調整
- 6 . 収集・運搬手数料について
- 7 . その他の事項

(3) 調査結果

広島市

- 1 . 平成 17 年度
- 2 . 燃えるごみ / 燃えないごみ
- 3 . 許可業者・事業所からの申し出により、行政職員が調査・認定し、限定的に指定袋以外で受け入れる(剪定枝、貯留機ごみ、肉骨粉など)
- 4 . 平成 16 年度下半期と平成 17 年度下半期を比べると、約 10%減量効果が見られた。
- 5 . 従量制時代に処分料金 3 割値上げの条例案を議会に上程したが、許可業者の反対により否決された。処分料金の値上げが許可業者に転嫁されない制度を検討せよとの指示により指定袋制となった。

6. 収集・運搬はすべて許可業者が行うこととしているため、市が処理（収集・運搬・処分）を行う場合の手数料は規定せず、処分手数料のみを条例で規定している。

7.

【導入のメリット・デメリット】

- ・メリットとしては、透明・半透明の有料指定袋で排出することで、排出事業者がコスト意識を強く持ち、分別の徹底が行われたことにより、ごみの減量やリサイクルの推進が図られたこと。
- ・デメリットとしては、不法投棄の発生及びこの対策が必要になったこと。また、指定袋の作成、販売管理、手数料収納事務等の経常に発生する新たな事務が増えたこと。

【事業者向けのPR方法】

- ・収集運搬業者や指定袋取扱店を通じて排出事業者チラシの配布を依頼したり、各種協同組合等や団体等を通じて組合員等への啓発を依頼した。

東広島市

1. 平成13年度
2. 燃やせるごみ用/ビン・缶用/(+燃やせる粗大ごみ用シール)
3. 事業系ごみは1割減少したが、家庭ごみが少し増加した。
4. 許可業者からの要請により指定袋制の検討を始めた経緯があり、導入にあたってトラブルはなかった。
5. 収集・運搬はすべて許可業者が行うこととしているため、市が処理（収集・運搬・処分）を行う場合の手数料は規定せず、処分手数料のみを条例で規定している。

7.

【導入後の反応】

導入直後は事業所からのクレームが多くあったが、現在は一定理解されている。

新潟県新潟市(新津地区)

1. 平成8年度
2. 燃えるごみ/燃えないごみ

- 3 . クリーンセンターへ直接搬入 (10 kg ごとに 150 円)
- 4 . 実施直後は減量できたが、現在は実施前の排出量に戻っている。
- 5 . わからない
- 6 . 市が収集・運搬・処分する場合について手数料を定めているが、許可業者と排出事業者との委託契約金額には介入しない。
- 7 .

【今後の方向性】

合併により新潟市に編入され、指定ごみ袋制を実施しているのは旧新津市 (現新津地区) のみであるため、今後廃止の方向である。

福岡県宗像市

- 1 . 平成 12 年度
- 2 . 燃えるごみ (燃えないごみは指定袋制ではない)
- 3 . 15 kg (目安) につき指定袋 1 枚を貼付する
- 4 . ・およそ減量効果があったと感じている (実施前の排出量データが明確でない) が、事業所の不満からか、家庭ごみに事業系ごみが混入したり、他のステーションに不適正排出されることもある。
- 5 . 特に問題はなかった。
- 6 . 市が収集・運搬・処分する場合について手数料を定めているが、許可業者と排出事業者との委託契約金額には介入しない
- 7 .

【資源物受入施設について】

- ・ごみ減量リサイクルを推進するため、資源化施設を 2 カ所用意し、不燃ごみはできるだけリサイクルするよう、指定袋制にできなかった。
- ・再生利用可能なもの (ダンボール、新聞、雑誌、トレイ、発泡スチロールなど) は、できるだけごみとして排出せず資源物受入施設に持ち込む。

【今後の方向性】

- ・指定袋制は継続するが、処分手数料を指定袋による直接納入方式からクリーンセンター搬入時の従量制に変更することを検討していく。

(資料 4 事業系指定ごみ袋制 先進都市事例調査)

〔 参考 〕 各市の事業系指定ごみ袋料金

市名	袋のサイズ	処分手数料(袋代)					
		燃えるごみ用		燃えないごみ用		ビン・缶用	
		(/ 枚)	(/ 10 ^{リットル})	(/ 枚)	(/ 10 ^{リットル})	(/ 枚)	(/ 10 ^{リットル})
旧新津市	50 ^{リットル}	120 円	24 円	120 円	24 円		
	60 ^{リットル}	140 円	23 円	-	-		
宗像市	45 ^{リットル}	42 円	9 円	(今後指定する予定)			
	70 ^{リットル}	63 円	9 円				
広島市	10 ^{リットル}	(未公表)	-	-	-		
	30 ^{リットル}	69 円	23 円	63 円	21 円		
	45 ^{リットル}	104 円	23 円	98 円	22 円		
	70 ^{リットル}	161 円	23 円	126 円	18 円		
	90 ^{リットル}	(未公表)	-	-	-		
東広島市	20 ^{リットル}	30 円	15 円	(一切受け入れない)		-	-
	30 ^{リットル}	-	-			40 円	13 円
	45 ^{リットル}	70 円	16 円			-	-
	90 ^{リットル}	140 円	16 円			120 円	13 円

箕 市 公 第 26 号
平成 16 年(2004 年) 7 月 12 日

箕面市廃棄物減量等推進審議会
会長 和田 安彦 様

箕面市長 梶 田 功

事業系一般廃棄物の減量等の方策の在り方について (諮問)

箕面市廃棄物減量等推進審議会設置条例 (平成 9 年箕面市条例第 37 号) 第 1 条の規定に基づき、次のとおり諮問する。

「循環型社会における事業系一般廃棄物の減量等の方策の在り方について、貴審議会の意見を求める。」

(諮問理由)

本市においては、貴審議会から平成 14 年 8 月に「ごみ減量資源化のための経済的手法導入のあり方について」の答申を受け、これまでの条例を全部改正した「箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例」を平成 15 年 10 月に施行し、指定ごみ袋の無料配布制度の変更と家庭廃棄物に対する一部有料制を導入しました。この新制度により家庭廃棄物の分別排出の徹底による資源化の促進と、排出量においては約 16% の減量を実現することができました。

一方、近年増加傾向にある事業系一般廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 3 条の規定により、事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならないとされていることから、これら事業系一般廃棄物の収集・運搬・処理については一般廃棄物処理業者が行い、市は一般廃棄物処理業者が環境クリーンセンターに搬入した事業系一般廃棄物を焼却処分しています。

今後、循環型社会を進めて行くに当たっては、より一層、廃棄物の排出を抑制し、資源の再使用や再生利用を進めて行かなくてはなりません。このような事業系一般廃棄物の収集・運搬・処理における箕面市の実情を踏まえ、循環型社会における事業系一般廃棄物の減量等の方策の在り方について、貴審議会の意見を求めるものであります。

審 議 経 過

(回数は通し番号とした)

平成 15 年度

第 1 回 (平成 16 年 1 月 27 日)

会長、会長代理選出

学習会・フリートーク

ごみ処理基本計画の進捗状況、家庭ごみ有料化後の動きなど

第 2 回 (平成 16 年 3 月 17 日)

学習会・フリートーク

廃棄物の区分、持ち込みごみ手数料の他市との比較、先進都市事例など
委員の意見集約

例) エコショップ制度の見直し、事業者と消費者のネットワーク化

平成 16 年度

第 3 回 (平成 16 年 7 月 12 日)

諮問「事業系一般廃棄物の減量等の方策の在り方について」

学習会「大阪北生協のごみ減量の取り組みについて」講師・松井清武さん

買い物袋持参運動の効果、資源ごみの分別回収の取り組みなど

第 4 回 (平成 16 年 11 月 10 日)

市長との意見交換会

家庭ごみ有料化をめぐって、ごみ 50%減量の公約についてなど

第 5 回 (平成 17 年 2 月 9 日)

審議「事業系一般廃棄物の減量方策について」

事業系ごみの処理に関する法的根拠、事業者の自己処理責任について、
実際の処理費用を基にした手数料の算定、資源化ルートの整備案など

平成 17 年度

第 6 回 (平成 17 年 8 月 31 日)

会長、会長代理選出

審議「事業系一般廃棄物の減量方策について」

事務局から経過説明と質疑応答

部会 大規模小売店舗について (平成 17 年 9 月 12 日)

ヒアリング事項の検討

第 7 回 (平成 17 年 10 月 12 日)

審議「大規模小売店舗事業者に対するヒアリングについて」

事業系一般廃棄物減量計画書の詳細、大規模店舗へのアンケート調査について

第 8 回 (平成 17 年 11 月 30 日)

審議「大規模小売店舗事業者に対するヒアリングについて (補足)」

「箕面市の公共施設におけるごみ減量について」

箕面市地球環境保全行動計画 (環境家計簿・パワーポイント)、みのお紙リサイクルネット、公共施設の廃食用油・生ごみ資源化の実績報告

部会 大規模小売店舗について (平成 17 年 12 月 19 日)

チェックシート作成の件

第 9 回 (平成 18 年 1 月 18 日)

審議「意見具申の骨子案について」

第 10 回 (平成 18 年 1 月 30 日)

施設見学「箕面マーケットパーク・ヴィソラのごみ減量について」

「箕面市環境クリーンセンターでのごみ処理について」

第 11 回 (平成 18 年 2 月 14 日)

審議「意見具申について」

平成 18 年度

第 12 回 (平成 18 年 4 月 21 日)

意見具申手交

審議「事業系ごみの指定袋制について」

第 13 回 (平成 18 年 5 月 29 日)

審議「事業系ごみの減量について」「事業者への説明会実施について」

第 14 回 (平成 18 年 6 月 19 日)

審議「事業所のごみ排出の実態について」「答申骨子試案について」

第 15 回 (平成 18 年 7 月 19 日)

審議「事業者との意見交換会について」「答申試案について」

第 16 回 (平成 18 年 8 月 30 日)

審議「答申案について」

事業系一般廃棄物減量等計画書の見直しと
許可業者による家庭系ごみ収集について
(意見具申)

平成18年(2006年) 4 月

箕面市廃棄物減量等推進審議会

目 次

はじめに	1
. 事業系ごみ減量の必要性	2
1 . 事業者の処理責任	
2 . 責任・役割と協働	
事業者	
市	
市民	
. 現状と課題	4
1 . 事業系ごみの概要	
事業系ごみの定義	
事業系ごみ量の推移と内訳	
事業系ごみの処理フロー	
2 . 箕面市ごみ処理基本計画の進捗状況	
事業系ごみの自己処理の指導	
ごみ減量リサイクルモデル事業所の指定	
多量排出事業者への減量指導	
紙類ごみの減量化支援	
オフィス町内会制度（事業者集団回収）の推進	
ごみにならない商品開発の推進	
エコショップ制度の普及・拡大	
生ごみリサイクルの指導	

植木ごみの資源化の研究

リサイクル施設設置指導

ごみ処理手数料の見直し

事業所ごみ減量・リサイクル推進のための条例等の改正

．減量方策 8

1 ．事業所の行政指導体制の強化

2 ．減量指導の優先順位

3 ．減量計画書の対象事業所の見直し

4 ．減量計画書の取り扱い、様式の見直し

．許可業者による家庭系ごみ収集について 11

1 ．現状

2 ．問題点

3 ．検討すべき事項

おわりに 13

資料 1 箕面市における事業系ごみ量の推移と内訳

資料 2 箕面市における事業系ごみの処理フロー

資料 3 諮問書

資料 4 審議経過

資料 5 委員名簿

はじめに

本審議会は平成5年(1993年)7月に設置され、同月「箕面市における今後の廃棄物行政のあり方について」の諮問に対し平成7年(1995年)7月に答申、平成7年(1995年)7月「箕面市における事業系廃棄物の減量等について」の諮問に対しては平成9年(1997年)3月に答申している。この両答申を受けて「箕面市ごみ処理基本計画」が平成10年(1998年)4月に策定されている。

また、平成12年(2000年)6月には「特定家庭用機器再商品化法(家電リサイクル法)の対応について」の諮問を受け同年10月に答申、同年12月「箕面市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を改正し、翌年4月に施行された。

そして、平成13年(2001年)7月に諮問を受けた「ごみ減量資源化のための経済的手法導入のあり方」については、翌年8月に答申、これを受けて「箕面市廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を全部改正し、平成15年(2003年)10月に「箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例」が施行された。これは「指定ごみ袋の無料配布制度の見直しとごみ処理の一部有料化」を中心とするもので、箕面市の家庭系ごみ処理の歴史における大きな転機となった。

本審議会は、「事業系一般廃棄物の減量等の方策の在り方」について、2年以上にわたり合計11回を超える精力的な審議を重ねてきたが、緊急に解決した方がよい「事業系一般廃棄物減量等計画書の見直し」問題と、「許可業者による家庭系ごみ収集」問題については、答申とは別に意見具申することになった。

従って、答申を行う際には、今後の審議を経て「おわりに」に掲げた事項を盛り込むべきと考えるが、ここでは主に上記意見具申について述べるものとする。

．事業系ごみ減量の必要性

1 ．事業者の処理責任

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第 3 条第 1 項で「事業者の責務」として、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と規定されている。

箕面市においては箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例（以下「市条例」という。）第 6 条第 1 項で「事業者の責務」として、「事業者は、その事業系廃棄物を単独に、又は他の事業者と共同して、自らの責任において適正に処理しなければならない」とされている。このように事業系一般廃棄物については、事業者による自己処理責任が原則である。

2 ．責任・役割と協働

事業者

国においては、循環型社会形成推進基本法のもとに近年次々と各種リサイクル関係法令が整備されてきている。たとえば、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）第 4 条第 2 項において、「事業者等の責務」として「事業者又は建設工事の発注者は、その事業に係る製品が長期間使用されることを促進するよう努めるとともに、その事業に係る製品が一度使用され、若しくは使用されずに収集され、若しくは廃棄された後その全部若しくは一部を再生資源若しくは再生部品として利用することを促進し、又はその事業若しくはその建設工事に係る副産物の全部若しくは一部を再生資源として利用することを促進するよう努めなければならない」とされている。

市条例第 5 条第 1 項では、「事業者の責務」として「事業者は、廃棄物の発生を抑制し、資源物の分別の徹底を図り、その事業系廃棄物の資源化を行うこと等により、事業系廃棄物の減量等に努めなければならない」と規定している。

市条例第10条、第11条では「事業者が行う減量」として、「事業者は、その事業を行うに際して、その製品、容器等が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品、容器等の開発に努めなければならない」「事業者は、長期間使用可能な製品の開発、製品の修理体制の充実その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない」「事業者は、その事業を行うに際して、原材料等の使用の合理化を行うとともに再生資源及び再生部品を利用するよう努めなければならない」「事業者は、製品の容器及び包装の過剰な使用の抑制等の合理化を図り、廃棄物の発生抑制に努めなければならない」「事業者は、その事業を行うに際して、再び使用することが可能な容器及び包装の普及に努め、その容器及び包装の回収策を講ずる等により、容器及び包装の資源化の促進を図らなければならない」「事業者は、市民が製品の購入に際して、当該製品について適正な容器及び包装を選択できるよう努めるとともに、市民が容器及び包装を不要とし、又はその返却をする場合には、その回収等に努めなければならない」と多くの規定がされている。

市

資源有効利用促進法第9条では「地方公共団体の責務」が「地方公共団体は、その区域の経済的社会的諸条件に応じて資源の有効な利用を促進するよう努めなければならない」と規定されている。

市条例第3条第3項では、「市の責務」として「市は、再生資源の集団回収その他廃棄物の減量等に係る市民及び事業者の自主的な活動の促進を図るよう努めなければならない」、また同条例第8条第2項で「市長が行う減量」として「市長は、廃棄物の減量等の推進に関し、市民及び事業者との協働により必要な施策の実施に努めなければならない」とされている。

市民

市条例第7条第2項では「市民の責務」として、「市民は、製品を選択するに際しては、当該製品の内容、容器及び包装を勘案し、廃棄物の減量等並びに生活環境の保全に配慮した製品の選択及び利用に努めなければならない」、また同条第4項で「市民は、廃棄物の減量等に関し、市長が実施する施策に自ら積極的に協力しな

なければならない」などとされている。

．現状と課題

1．事業系ごみの概要

事業系ごみの定義

法的には産業廃棄物である廃プラスチックが事業系一般廃棄物として扱われているなど、事業系では産業廃棄物と一般廃棄物の区分が本市に限らず全国的にあいまいであるものの、市町村の管轄とされている一般廃棄物のうち、家庭系ごみを除いて、事業活動に伴って生じた廃棄物を「事業系ごみ」と呼んでいる。

箕面市では、事業系ごみはすべて、一般廃棄物収集運搬業者（以下「許可業者」という。）による収集か、または自己搬入されており、市は収集していない。許可業者のみとしているのは法律に基づくもので、許可業者以外に収集・運搬を委託すると違法となる。許可がなければ事業所から環境クリーンセンターまで運べない。

事業系ごみ量の推移と内訳

箕面市における事業系ごみ量の推移と内訳は、資料 1 に示したとおりである。

箕面市のごみ量は、平成14年度まで、家庭・事業系ごみ全体として横ばいが続いていた。平成15年度以降、家庭系ごみは一部有料化により平成 1 4 年度比で約15%減ったが、その一方、事業所の増加に伴い事業系ごみは増え続けている（特に事業系の自己搬入が増えている）。

事業系ごみが増えた主な理由としては、まず、かやの中央の大規模ショッピングモールのオープンによるものが顕著で、その次に、家庭系ごみに混入していたものが、家庭系ごみの一部有料化により、本来の事業系として適切に排出されるようになったことが推測される。

ただし、事業所ごとのごみ量把握については課題がある。

許可業者が許可を更新する際に提出する資料に記載された収集事業所数と実態との間には違いが見られ、この資料から市内の全事業所について正確なデータは把握できない。また、チェーン店等では、箕面市外に立地する本社で許可業者と契約するケースがあるため、市内の事業所が自ら排出しているごみ量を把握していない場合がある。

これらの問題を考慮し、事業所ごとのごみ量の調べ方を検討する必要がある。

事業系ごみの処理フロー

箕面市の事業系ごみの処理フローは、資料 2 に示したとおりである。

2 . 箕面市ごみ処理基本計画の進捗状況

箕面市では現在、平成10年度に策定された「箕面市ごみ処理基本計画」(以下「市基本計画」という。)により各種施策を進めている。そのうち「事業系ごみ減量・リサイクル」についての進捗状況を市にヒアリングしたところ、下記のとおりである。

事業系ごみの自己処理の指導

* 事業系ごみは自己処理が原則であることから、店舗付き住宅等における事業系ごみと家庭系ごみの適正排出について指導を行ってきた。

* 家庭系ごみの一部有料化導入後、一定の効果が現れている。

ごみ減量リサイクルモデル事業所の指定

* 生ごみ処理機による堆肥化の実践や資源物の自主回収など、ごみの発生・排出抑制やリサイクル活動を積極的に推進している市内の事業所はあるが、ごみ減量リサイクルモデル事業所に指定するには至っておらず、その取り組みを紹介するなど市民や事業者へのPRが不十分である。

多量排出事業者への減量指導

- * 大規模小売店舗立地法（以下「大店法」という。）の対象事業所にごみ減量計画書の提出を義務づけ、廃棄物管理責任者の設置や具体的な減量化計画書等を提出させ排出抑制を指導してきたが、十分とは言えない。
- * 開発協議時にはすべての事業所に対して指導を行ってきた。

紙類ごみの減量化支援

- * 船場地区の一部事業所ではダンボール等の資源化に独自で取り組んできた。
- * 船場地区以外の事業所における紙類ごみの減量化支援のために、紙類使用抑制の具体的方法や、リサイクルの方法について情報提供を検討中。

オフィス町内会制度（事業者集団回収）の推進

- * 古紙回収システムである「みのお・紙リサイクルネット（箕面市内公共施設の紙ごみリサイクル）」を作り上げた。
- * 上記システムを参考に、商店街や船場地区などの業務地区を対象に「オフィス町内会」の組織づくりを検討中。

ごみにならない商品開発の推進

- * 現行条例に「事業者の責務」として盛り込んだ。
- * 製造・販売事業者等に対し、不用となった際に分解可能な素材・製品の開発・製造や再生資源材料の優先的利用を行うよう、国・府を通じて働きかけてきた。

エコショップ制度の普及・拡大

- * 一部の量販店・小売店をエコショップとして登録し、簡易包装の推進、買い物袋持参奨励、エコマーク商品の販売、紙パック・トレイ等の拠点回収を奨励してきたが、全体的には少ない状況にある。
- * 商業振興策と連携し、エコショップ制度の充実を検討中。

生ごみリサイクルの指導

- * 有機廃棄物資源化推進事業（保育所・小学校の給食残渣と公園・街路樹の剪定

枝による堆肥化の実証実験) を推進してきた。

- * 西小学校では生ごみ処理機を使用し、堆肥化を行ってきた。
- * 廃食用油の資源化については、市内 4 3 事業所と市立保育所 7 カ所で民間業者が回収し、バイオディーゼル燃料として再生し、市のごみ収集車 5 台に活用してきた。
- * 生ごみを排出する事業所に対し、生ごみ処理機等による堆肥化等の指導を行ってきたが、機器が高額なため普及は少ない。

植木ごみの資源化の研究

- * 公園の街路樹の剪定枝等の堆肥化を行ってきた。
- * 大量に搬入される植木ごみ (落ち葉・剪定枝) について、堆肥化等の方策について調査・研究を行ってきた。

リサイクル施設設置指導

- * 水と緑の健康都市の開発に際しては、資源物のストックヤードなどの施設を設置するよう協議を行ってきたが、開発者の事業規模縮小などにより設置には至らなかった。

ごみ処理手数料の見直し

- * ごみ処理にかかる経費は年々増加しており、排出を抑制し再資源化を促進する方法として、現在、廃棄物減量等推進審議会に事業系一般廃棄物の減量等の方策のあり方について諮問中。

事業所ごみ減量・リサイクル推進のための条例等の改正

- * 現在、廃棄物減量等推進審議会に事業系一般廃棄物の減量等の方策のあり方について諮問中。

・減量方策

1 . 事業所の行政指導体制の強化

廃棄物処理法第 6 条の 2 第 5 項において、「市町村長は、その区域内において事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる」とされているが、このように多量排出の事業所について、どこまで対象とするかは市町村に任されている。箕面市の場合、市基本計画で「1 か月当たり 5 t 以上」排出する事業所を多量排出事業所としている。

ところが平成 1 6 年度から始まった施策では、大店法にいう床面積 1 0 0 0 m²以上の事業所を多量排出事業所として取り扱うこととしたため、以下のような問題が生じている。

5 t / 月以上排出していると思われる事業所が除かれたり、床面積は該当するが 5 t / 月未満と思われる事業所が対象になったりする。

ごみ置き場について、家庭系ごみの場合は面積規定など建設基準（箕面市まちづくり推進条例施行規則による）があるが、事業所については開発協議時のぞいて分別収集などの指導は行われていない（大店法上での指導を除く）。

大店法の対象事業所（市内約 20 店舗）については、市条例第 15 条に基づき毎年「事業系一般廃棄物減量等計画書」の提出が義務づけられている。しかし、これに基づく減量指導は殆ど行われていないため、次のような問題が発生している。

減量等計画書を提出しない事業所、ごみ量を量らない事業所がある。

今年度、事業所の廃棄物管理責任者とのコミュニケーションを図るべく、本審議会でヒアリングを実施したが、一事業所のみの参加であった。

事業所指導については、名古屋市などは非常に厳しいが、関西は全般的に厳しいレベルには至っていない。それでも、大阪市は大規模事業所に年一回立入調査して

いるし、高槻市、豊中市などでは中小規模の事業所指導に力を入れている。

箕面市も多量排出事業所の減量指導体制を強化するため、事業所指導の担当職員を増やす必要がある。先進都市事例でもあるように、市民と接する機会の多い現業職員を指導体制に組み込むことも一考である。

また、箕面市は廃棄物減量等推進員（廃棄物処理法第5条の8に基づく）を未だ設置していないが、その役割を担えるごみに対する意識の高い市民は数多くいると思う。

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律の一部を改正する法律案では、廃棄物減量等推進員よりも役割が重くなる「容器包装廃棄物排出抑制推進員」制度を第7条の2に加えることを予定しており、第2項第2号において「容器包装廃棄物の排出の状況及び排出を抑制するための取り組みに関する調査を行い、消費者に対し、その求めに応じ当該調査に基づく指導及び助言をする」役割が期待されている。

ごみ問題解決に積極的な市民をこの「推進員」に任命し、その人達と職員が一緒に地区や事業所の指導に行くのも、一つの方法である。

早急にこのような体制を整え、多量排出事業所には、最低年一回の立入調査や、豊中市が既に実施している事業所の廃棄物管理責任者向け研修会を実施できる体制を構築してもらいたい。

2. 減量指導の優先順位

事業所の減量指導を行うにあたっては、優先順位をつけて実施することが現実的である。

箕面市の事業所には床面積が500～1,000㎡の規模が多く、すべてを指導対象とするには時間も労力も足りないので、まずは大規模店舗から取り組み、その減量ノウハウを中小規模の店舗に活かしていくことが効率的である。

さらに業種などによりポイントを絞り込むことにより指導対象を設定するのが効果的と考えられる。

3 . 減量計画書の対象事業所の見直し

廃棄物処理法第 6 条の 2 第 5 項に基づく減量計画書の提出義務のある事業者が大店法の対象事業所のみでは、ごみ減量の観点からは不十分である。

減量計画の提出義務は、大店法の対象事業所以外にも市長が定めれば拡大することができるので（市条例第15条）、これを拡大すべきである。箕面市の場合、市基本計画で「1 か月当たり 5 t 以上」と定めており、この基本方針に従い、対象事業所を選定するのが適当かと思われる。

市は 2 年に一度、一般廃棄物処理業の許可申請時に各事業所の排出量を報告させているので、これらの資料をベースに対象事業所を一次選定し、事業系一般廃棄物の実情に詳しい許可業者の意見を参考にして、該当事業所を公正に選考してもらいたい。

4 . 減量計画書の取り扱い、様式の見直し

箕面市が多量排出事業所とした事業所に提出を求めている「事業系一般廃棄物減量等計画書」の取り扱い及び様式には、以下の問題点があり事業者の企業姿勢、取り組みの実態、減量の効果等が必ずしも十分に把握できない。

計画書提出の締め切り日が徹底されておらず、提出しない事業所もある。

自己処理をした廃棄物の有無を把握できるようになっていない。

分別の品目と種類を規定していないため、書き方がまちまちである。

資源化した物の計量データを書くようになっていないため、減量効果が把握できない。

一般廃棄物と産業廃棄物と資源化可能物を区分けして記入するようになっていない。

店頭回収を実施しているか、またその回収量の記入欄がないため、箕面市の政策への協力度が把握できない。

これらの問題点を解決しつつ、減量計画書を充実し、市民、事業者、行政の協力

で、この減量計画書作成プロセスを P D C A (Plan- Do- Check- Act) サイクルに作り上げていくべきである。

・ 許可業者による家庭系ごみ収集について

1 . 現状

基本的に許可業者は、市からの委託を受けた地域を除き、家庭系ごみは取り扱わず、事業系ごみとの区別が図られてきた。

しかしながら昨今は、市内のマンション等の中に「いつでもごみが出せる」「毎日収集」を売り物にするところがあり、これらのマンション等では、マンション側からの依頼により許可業者が有料でごみの収集・運搬を行っている。

許可業者が家庭系ごみに対応するケースには、住民が収集頻度の増加や利便性を望んで許可業者に依頼しているこのようなマンション等のほかに、以下のような固有の事情がある場合もある。

ワンルーム・マンションなどでルールが守られないために散乱ごみが絶えず、
カラスの被害に遭ったり、ごみ置き場に放火されたりする恐れがある場合

既存の狭あい道路に市の収集車が入れないため、公道に接する場所をごみ置き
場とするよう指導しても、住民の了解が得られない場合

年末年始で、市の収集業務が休みの場合

引っ越しに伴うごみの臨時収集の際、申込者の希望日に合わない場合

現状では約15か所、分譲・賃貸を含めて約270世帯が許可業者による収集となっている。(なお、ごみの種別に応じて許可業者と市の収集が混在しているケースもある。)

2. 問題点

～ のような例外的なケースはやむを得ないかも知れないが、毎日収集サービス売り物にするマンションが現れ、許可業者による家庭系ごみ収集サービスが拡大すると、以下のような問題が大きくなる恐れがある。

許可業者が収集しているマンションの家庭系ごみは、通常の家系ごみと違い指定袋を使用しなくても収集してもらえる。すると、家庭系の分別収集システムが崩れる恐れが増す。

収集頻度が多いとごみ量が増えるという傾向が見られる中、毎日収集システムが拡大すると、ごみ減量にはつながらなくなる。

一部マンションのみにこのサービスを認めていることは、当該マンションの住民が応分の負担をしているとはいえ、公平性に欠ける。

3. 検討すべき事項

箕面市では、許可業者に委託して行うマンション等のごみ処理の手法をごみの自己処理の一つの方法と認識し、マンション管理者・所有者等が自らごみを環境クリーンセンターに搬入する作業を許可業者に委託していると捉えている。また、他市にも同様の事例があり、さらに大阪府に照会の上「問題ない」との回答を得ているとのことで、実施を禁止することはできないとしている。

しかしながら、「自己処理」とは、ごみの排出者またはマンション管理者・所有者等が自らごみを運搬して環境クリーンセンターに搬入するという行為を指し、家庭系ごみを許可業者に収集・運搬させることを自己処理の一手法と見るのは拡大解釈ではないかという疑問が、審議会では提起されている。

従って、家庭系ごみの許可業者による収集が法には抵触しないにしても、ごみ減量政策にとっての影響を検証しつつ、市として今後の対応を検討する必要がある。またその際、マンション住民のみならず一般市民にも選択可能とするかについても検討するべきであろう。

それに併せて、次の点についても議論を要する。

許可業者による収集であっても、
分別基準が守られるシステムを創るべきである。
ごみ減量への意識付けができる方策をとるべきである。

上記の検討すべき事項を踏まえ、箕面市は、ごみ収集から処理に至る一連の過程を管理するという視点から、家庭系ごみの許可業者収集に関して、何らかの明文化・ルール化を行う必要がある。またその際には、マンションの所有者又は管理組合が入居者のごみ排出に対する責務を実践できるシステムを確立するとともに、減量指導や分別の監視体制を作る必要がある。

これまで箕面市では、マンション所有者又は管理組合に入居者のごみ排出に対する責任を持たせる一方、制度を守らない入居者への対応として許可業者収集も認めて救済してきた。しかしながら指定袋の使用や分別のチェックなど、ごみ減量・分別の徹底の面で課題が出てきているのが現状である。したがって、マンションの所有者又は管理組合が責任を持って、入居者のごみ減量・分別の徹底を図ることができるよう具体的な対策を示せば、上記のような課題も、またそれに伴う不公平感も解消することが期待される。例えば、ごみ問題の解決に積極的な市民や、ごみ処理に詳しい事業者等による、減量・分別排出学習の機会を設けることなどが考えられる。

おわりに

以下は、本意見具申の他に今後の検討課題として考えているものである。

1．事業系ごみの処理手数料・減免について

事業系ごみの処理経費

条例上の収集運搬手数料

手数料減免の経過

近隣市との比較

手数料・減免見直しの進め方

2 . 提案・アイデア

エコショップ（モデル店舗）にメリットを

事業系ごみ減量に関するネットワーキング

事業所共同による資源化

事業系の指定ごみ袋制

資料 1 箕面市における事業系ごみ量の推移と内訳

資料 2 箕面市における事業系ごみの処理フロー

資料 3 諮問書

資料 4 審議経過

資料 5 委員名簿

箕面市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

(定員 1 5 名)

	氏 名	所属団体等	選出区分	任 期
会 長	和田 安彦	関西大学大学院工学研究科	学識経験者	H15.7.22. ~ H17.7.21.
会 長	森住 明弘	NPO 法人 大阪ごみを考える会、元大阪大学基礎工学部	学識経験者	H17.7.22. ~ H19.7.21.
会長代理	林 郁	財団法人関西消費者協会	学識経験者	H15.7.22. ~ H17.7.21.
会長代理	山川 肇	京都府立大学人間環境学部	学識経験者	H17.7.22. ~ H19.7.21.
委 員	稲垣 千秋	箕面市商店会連合会	事業者	H15.7.22. ~ H19.7.21.
委 員	平井 甚一	箕面市小売市場連合会	事業者	H15.7.22. ~ H19.7.21.
委 員	神代 繁近	箕面商工会議所	事業者	H15.7.22. ~ H19.7.21.
委 員	宇田 實	船場繊維団地振興株式会社	事業者	H15.7.22. ~ H16.3.16.
委 員	工藤 寛士	船場繊維団地振興株式会社	事業者	H16.3.17. ~ H19.7.21.
委 員	川口 實	大阪北生活協同組合	事業者	H15.7.22. ~ H19.7.21.
委 員	伊達多津子	市民	市民	H15.7.22. ~ H19.7.21.
委 員	淵之上悦子	市民	市民	H15.7.22. ~ H19.7.21.
委 員	竹中 恵子	市民	市民	H15.7.22. ~ H17.7.21.
委 員	大島 巖	市民	市民	H17.7.22. ~ H19.7.21.
委 員	行森 正美	市民	市民	H17.7.22. ~ H19.7.21.
委 員	池田 正	箕面市こども会育成協議会	市内団体代表者	H15.7.22. ~ H19.7.21.
委 員	大槻 晴美	箕面市 P T A 連絡協議会	市内団体代表者	H15.7.22. ~ H16.7.11.
委 員	三島由美子	箕面市 P T A 連絡協議会	市内団体代表者	H16.7.12. ~ H17.7.21.
委 員	川上加津子	連合豊能地区協議会箕面連絡会	市内団体代表者	H15.7.22. ~ H19.7.21.
委 員	中西 保	箕面市清掃協議会	一般廃棄物処理業者	H15.7.22. ~ H19.7.21.
委 員	田村 茂明	協同組合大阪再生資源業界近代化協議会 池田支部	再生資源回収業者	H15.7.22. ~ H17.7.21.
委 員	笹島 正昭	協同組合大阪再生資源業界近代化協議会 池田支部	再生資源回収業者	H17.7.22. ~ H19.7.21.

関 連 法 令 一 覧

〔 法 律 〕

- 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年法律第 137 号)
(本文中略称) 「廃棄物処理法」
- 「資源の有効な利用の促進に関する法律」(平成 3 年法律第 48 号)
(本文中略称) 「資源有効利用促進法」
- 「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」(平成 7 年法律第 120 号)
- 「循環型社会形成推進基本法」(平成 12 年法律第 110 号)
- 「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」(平成 12 年法律第 116 号)

〔 条 例 〕

- 「箕面市廃棄物の発生抑制、資源化、適正処理等に関する条例」(平成 15 年条例第 8 号)